

千葉県情報公開条例審査基準の改定概要について

1 改定趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）が令和７年６月１日から施行された。

これに伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことから、「千葉県公安委員会・千葉県警察本部長における千葉県情報公開条例審査基準」の該当部分について改定を行った。

2 改定内容

「第１ 不開示情報」における「４ 第４号（犯罪予防等情報）」内の（７）「刑の執行」の定義について、刑法第二章を引用して、「懲役、禁錮」と記載していた部分を「拘禁刑」に改めた。

3 施行期日

令和７年７月２日